

陳情第1号

ほっとサポートふくいに関する陳情

1 趣 旨

平成26年度からほっとサポートふくいの事業は拡張された。しかし、平成25年度から職員数は削減されており、職員一人一人の負担はふえるばかりであり、相談やフリースペースの利用者、見学者に対して、現状の職員数で十分に対応できるかは、甚だ疑問である。そこで、利用者と職員が互いに気持ちよく利用し、働けるよう、職員数をふやし、慢性的な人手（マンパワー）不足の解消を図るなど、下記の事項について陳情する。

記

- (1) 平成26年度から配置されなくなった月曜日から金曜日までの相談員（カウンセラー及びソーシャルワーカー）の雇用、再配置をすること。なお、雇用については、1年だけの契約ではなく、2年以上の複数年契約も選択可能とし、雇用の安定・創出を図ること。
- (2) フリースペースの担当職員については、平成26年度は常時1人の体制、平成27年度からは基本的に1人の体制となっており、ほかの職員の応援により2人の体制となることもあるが、平成25年度と同じく常時2人の体制とすること。雇用形態は、相談員の状況に応じ、相談員も兼務可能とし、マンパワーの拡充を図ること。
- (3) ひきこもりサポーターの担当職員の増員とともに、ひきこもりサポーターの養成事業を早期に実現し、一定の研修を受けることにより一般県民が誰でもひきこもりサポーターになれるようにすること。
- (4) ほっとサポートふくいの職員数や運営に関する要望について、職員と利用者が現場の状況に応じて話し合い、反映や改善ができる体制をつくること。
- (5) フリースペースの部屋については、県の児童相談所のプレイルームより狭いので、利用者が思い切り体を動かせるよう、さらに広くすること。また、可能であれば、体を動かすための遊具等の設置など、充実を図ること。
- (6) ほっとサポートふくいの電話相談の回線は1回線しかなく、なかなかつながらない状況であるので、2回線にふやすこと。
- (7) 議員がほっとサポートふくいに直接出向き、その状況を見るとともに、職員や利用者から困っていることや要望等を聞くこと。

2 提 出 者

今村亮介

3 受理年月日

平成27年5月21日